伊達市次世代自動車導入補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市における燃料電池自動車及び電気自動車（以下「次世代自動車」という。）の普及を促進し、もって地球温暖化対策の推進を図るため、次世代自動車を導入した者に対する補助金の交付に関して、伊達市補助金等の交付に関する規則（平成18年伊達市規則第40号。以下｢規則｣という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）燃料電池自動車　搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関と併用しない自動車をいう。

（２）電気自動車　搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関と併用しない自動車をいう。

（対象者等）

第３条　補助金は、次に掲げる者に対して交付するものとする。

（１）市内に住所を有する者（以下「市民」という。）

（２）市内に事業所等を有する法人（以下「事業者」という。）

（３）前２号に掲げる者に対してリース販売を行うリース事業者（以下「リース事業者」という。）

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（リース事業者が補助金交付の申請をする場合は、使用者も含む。）には、補助金を交付しない。

（１）市税等を滞納している者

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員である者

（対象等）

第４条　補助金の対象、要件、対象経費及び額は、別表に定めるとおりとする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする会計年度の３月31日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、それらの日の前日）までに、次世代自動車導入補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付し市長に提出するものとする。

（１）事業報告書（様式第２号）

（２）収支決算書（様式第３号）

（３）暴力団等反社会勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第４号）（リース事業者が申請する場合は、使用者の市民又は事業者も含む。）

（４）賃貸借契約書の写し及び貸与料金の算定根拠明細書（様式第５号）（リース事業者が申請する場合に限る。）

（５）住民票抄本（市民が申請者又は使用者となる場合に限る。）

（６）商業登記簿若しくは法人登記簿謄本又は現在事項若しくは履歴事項全部証明書（市民が申請者又は使用者となる場合を除く。）

（７）市税完納証明書（リース事業者が申請する場合は、使用者の市民又は事業者も含む。）

（８）対象の次世代自動車の自動車車検証の写し

（９）売買契約書の写し

（10）補助金の振込先金融機関の通帳の写し（金融機関名、支店等名、口座番号及び口座名義人の分かるもの）

（11）その他市長が必要と認めて指示する書類

（交付の条件）

第６条　規則第７条第１項第５号に規定する市長が別に定める事項は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存することとする。

（財産処分の制限）

第７条　補助金の交付を受けた者は、規則第21条に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ処分承認申請書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

２　規則第21条ただし書に規定する市長が定める期間は、４年とする。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（有効期限）

２　この要綱の有効期限は、令和８年３月31日までとする。ただし、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

別表（第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象 | 補助の要件 | 補助対象経費 | 補助額 |
| 燃料電池自動車 | （１）申請年度内に、自家用・事業用別の欄が「自家用」であり、かつ使用の本拠の位置が本市内である自動車検査証の交付を受け、購入代金を全額支払った新車であること。（２）リース事業者が申請者となる場合は、当該補助による補助金相当額が燃料電池自動車の使用者が負担するリース料に充当されること。（３）自動車販売業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用されない（同車種の燃料電池自動車を販売する見込みがない）こと。（４）補助金の交付を受けようとする燃料電池自動車に対するこの要綱に基づく補助金以外の地方自治体（県を除く。）の補助金、交付金及びその他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。 | 車両本体の購入にかかる経費（メーカーオプション、ディーラーオプション及び消費税相当額を除く。） | 補助対象経費以内の額で、200,000円を限度とし、予算の範囲内で定める額とする。 |
| 電気自動車 | （１）申請年度内に、自家用・事業用別の欄が「自家用」であり、かつ使用の本拠の位置が本市内である自動車検査証の交付を受け、購入代金を全額支払った新車であること。（２）リース事業者が申請者となる場合は、当該補助による補助金相当額が電気電池自動車の使用者が負担するリース料に充当されること。 （３）自動車販売業者が使用者となる場合は、車両の販売促進活動に使用されない（同車種の電気自動車を販売する見込みがない）こと。 （４）補助金の交付を受けようとする電気電池自動車に対するこの要綱に基づく補助金以外の地方自治体（県を除く。）の補助金、交付金及びその他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。 | 車両本体の購入に係る経費（メーカーオプション、ディーラーオプション及び消費税相当額を除く。） | 補助対象経費以内の額で、50,000円を限度とし、予算の範囲内で定める額とする。 |